

## 「アセットオーナー・プリンシプル」の受け入れについて

日本私立学校振興・共済事業団（以下、「私学事業団」という。）は、アセットオーナー（資産保有者としての機関投資家）として、アセットオーナーの運用・ガバナンス・リスク管理に係る共通の原則（アセットオーナー・プリンシプル）に賛同し、受け入れることを表明します。

### 【原則1】

アセットオーナーは、受益者等の最善の利益を勘案し、何のために運用を行うのかという運用目的を定め、適切な手続きに基づく意思決定の下、経済・金融環境等を踏まえつつ、運用目的に合った運用目標及び運用方針を定めるべきである。また、これらは状況変化に応じて適切に見直すべきである。

私学事業団は、積立金が将来の保険給付の貴重な財源となるものであることに特に留意し、加入者等の利益のため、法令等の趣旨を踏まえた運用目的、運用目標、運用方針等を定め、長期的な観点から、安全かつ効率的に管理及び運用を行います。また、運用目標等は、経済・金融環境等の変化に的確かつ迅速に対応するため定期的に検証し、不断の見直しや改善を行います。

### 【原則2】

受益者等の最善の利益を追求する上では、アセットオーナーにおいて専門的知見に基づいて行動することが求められる。そこで、アセットオーナーは、原則1の運用目標・運用方針に照らして必要な人材確保などの体制整備を行い、その体制を適切に機能させるとともに、知見の補充・充実のために必要な場合には、外部知見の活用や外部委託を検討すべきである。

私学事業団は、資産運用機能の高度化を実現して運用目標等を確実に達成するため、ガバナンス機能やリスク管理体制を強化するとともに、専門的な知見を有する資質能力の高い人材の確保や育成体制の強化を図ります。その際必要に応じて外部知見を活用するなど、専門的運用体制の高度化を推進します。

### 【原則3】

アセットオーナーは、運用目標の実現のため、運用方針に基づき、自己又は第三者ではなく受益者等の利益の観点から運用方法の選択を適切に行うほか、投資先の分散をはじめとするリスク管理を適切に行うべきである。特に、運用を金融機関等に委託する場合は、利益相反を適切に管理しつつ最適な委託先を選定するとともに、定期的な委託先の見直しを行うべきである。

私学事業団は、運用目標等を安定的に達成するため、加入者等の利益の観点から最適な運用委託先を選定し、運用戦略や運用受託機関構成については適度な分散を図り、必要に応じて見直します。また、経済、金融環境の変化、リスク管理手法の高度化、金融商品の多様化等に適切に対応するため、不断のリスク管理能力の強化に努めます。

**【原則 4】**

アセットオーナーは、ステークホルダーへの説明責任を果たすため、運用状況についての情報提供（「見える化」）を行い、ステークホルダーとの対話に役立てるべきである。

私学事業団は、年次で業務概況書により、運用状況や超過収益の要因分解、運用機関への委託の状況等を公表しています。また、年度末の全保有銘柄についても開示しているほか、四半期ごとの運用実績やスチュワードシップ活動に関する報告書を公表しています。引き続き、速やかな情報公開と内容の充実に努めます。

**【原則 5】**

アセットオーナーは、受益者等のために運用目標の実現を図るに当たり、自ら又は運用委託先の行動を通じてスチュワードシップ活動を実施するなど、投資先企業の持続的成長に資するよう必要な工夫をすべきである。

私学事業団は、2014年8月より日本版スチュワードシップコードを受け入れています。また、2024年7月に責任投資原則（Principles for Responsible Investment：PRI）の署名機関となりました。今後も、運用受託機関との対話を継続するとともに、ESG（Environment（環境）、Social（社会）、Governance（ガバナンス（企業統治）））を考慮した投資活動に関する取り組みについて自らの知見の向上を図ります。